令和４年9月15日発行第549号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

9
Sep. 2022
No.549

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2022年
9月号
CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○ビジネスマナー研修会
2 ○建設業関連研修会
3 職務上請求書管理委員会より
5 高齢者等生活サポート項目集
6 栃木県行政書士会カレンダー（10月）
7 日行連だより
8 業務情報
10 申請取次行政書士の動向
11 「日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所」
看板設置希望会員の募集について
12 おじゃましま～す！
13 支局かわら版（足利）
14 研修会のお知らせ
18 会員の動き

No. 549

今月の表紙

常楽寺（鹿沼市）

栃木県行政書士会の動き

ビジネスマナー研修会

８月２３日、行政書士会館におきまして「ビジネスマナー研修会」が開催されました。

行政書士として様々な個人や企業のお客様と対応することが多いと思いますが、しかし、実際にビジネスマナーをきちんと学ぶ機会はあまり無かったかと思います。

そこで、今回は外部講師であります「那須ＯＳＵＳＯＷＡＫＥ（株）登録講師　阿見　睦」氏をお招きしまして、初歩的なビジネスマナーの研修を行っていただきました。

名刺の交換方法・席次・メールのマナーなど、何気なくやっていた行動にもビジネスマナーがあることを、改めて学ばせていただきました。

講師の阿見氏いわく、ビジネスマナーに一番必要な事は、「おもてなしする心」「相手を思いやる気持ち」「相手との信頼関係」とのことです。

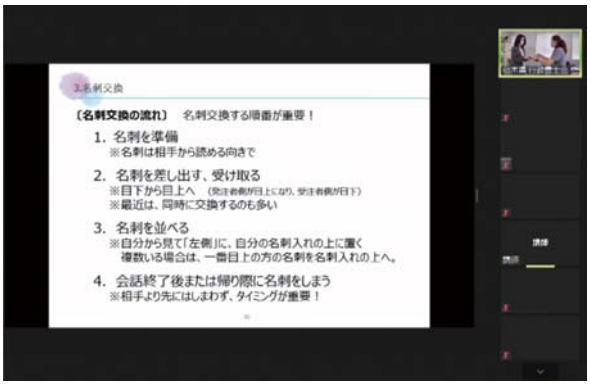

私たちの仕事が、単なる書類作成だけにとどまらず、心のこもった仕事をするべきであると思わせてくれた研修会でした。

（中小企業支援部　金田修治）

建設業関連研修会

８月３１日（水）午後１時半より、栃木県行政書士会館２階において建設業関連研修会が開催されました。受講形式はＺｏｏｍと会場受講の併用で行いました。

講師は、ワイズ公共データシステム株式会社取締役の荻原隆仁様にお願いしました。

内容としては「２０２３年１月開始予定　建設業許可・経営事項審査　電子申請の概要」「建設キャリアアップシステムについて」という２部構成です。

第１部の「２０２３年１月開始予定　建設業許可・経営事項審査　電子申請の概要」については、来年から始まる電子申請に関して最新の情報をわかりやすく丁寧に解説していただきました。

当面は今まで通りの申請も可能ですが、ゆくゆくは電子申請が多くなっていくことでしょう。

第２部「建設キャリアアップシステムについて」では、制度の概要から始まり、能力評価、経審改正、申請・登録についてなど、幅広く解説していただきました。

資料についても、カラー文字、表や図などがたくさん使われていて、受講者の方も、わかりやすかったのではないでしょうか。

建設キャリアアップについては、イメージしやすい資料がなかなかないので、今回の研修会は個人的にも収穫が多く、勉強になりました。

建設業業務については、今後も電子申請についての最新情報や基礎研修を企画していきたいと思います。その際、ご興味のある方はお気軽にご参加ください。

（建設環境部　江藤正巳）

日行連から職務上請求書取扱いの変更内容を周知するよう依頼がありましたので、掲載します。

職務上請求書の取扱いが変更されます

令和４年８月
日本行政書士会連合会

昨年、会員による職務上請求書の不正使用事件が発生したことを受け、再発防止を目的として日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）が一部改正・施行されることとなりました。会員の皆様におかれましては、当該規則に基づいた新たな取扱いをお願いすることになります。

つきましては、この度の変更となりました取扱い内容をご案内しますので、ご参照の上、職務上請求書の適正な使用について励行いただくとともに、ご理解・ご協力を賜りますようあらためてお願い申し上げます。

職務上請求書の使用冊数に基準が設けられます

（１）２回目以降の購入を希望する際に提出する職務上請求書控え綴りについて、誤記入や不明瞭な記載の頻出、その他使用方法又は記載内容に疑義が見受けられた場合、また、基準を超える使用頻度が確認された場合には、職務上請求書払出しの可否について審査がなされます。

基準を超える使用頻度の基準について

① 基準冊数
１年間で１０冊又は１か月間で２冊（法人の場合は１社員当たりの冊数）

② 基準を超える使用があった場合の確認方法
a）１年間で１０冊を超えたとき
… 理由書及び請求に係る業務の内訳の提出を求められます。
b）１年間で２０冊又は１か月間で２冊を超えたとき
… 理由書及び事件簿の提出を求められます。

③ 日行連への報告
１年間に２０冊を超える使用があった場合、当該会員の氏名、登録番号、理由書、その他必要な事項が各単位会から日行連に報告されます。

（２）審査の結果、疑義が解消されなかった場合、一定期間、職務上請求書の払出しが凍結されることがあります。

疑義ある事案への措置として提出書類が追加されます

職務上請求書の使用上及び保管・管理上の責務への違背の疑義により単位会長から求められた場合、未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）、職務上請求書の使用済み控え、事件簿、領収証の控えその他必要な書類を提出しなければなりません。

職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由とした処分の罰則が強化されます

（１）職務上請求書の不適切な使用又は管理を理由として都道府県知事又は単位会長から処分がなされた場合、保有している未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）のすべてを、単位会にすみやかに返戻しなければなりません。

（２）以下に掲げる期間において、職務上請求書の購入及び使用が禁止されます。

① 知事処分

・戒告（法第１４条第一号、法第１４条の２第一号）
⇒ 処分の日から**２年**
・２年以内の業務の停止、２年以内の業務の全部又は一部の停止、当該都道府県の区域内にある当該行政書士法人の事務所についての２年以内の業務の全部又は一部の停止（法第１４条第二号、法第１４条の２第１項第二号、同条第２項第二号）
⇒ 業務の停止の日から期間終了の翌日より**４年**
・業務の禁止（法第１４条第三号）
⇒ 欠格事由に該当するため行政書士登録は抹消となるが、その後**再登録された場合であっても、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。**

② 単位会長処分

・訓告 ⇒ 処分の日から**２年**
・会員権の停止処分 ⇒ 会員権の停止の日から期間終了の翌日より**２年**
・廃業勧告、解散勧告 ⇒ **以後、職務上請求書の購入及び使用は禁止される。**
一度廃業し再登録した場合であっても、購入及び使用の禁止は継続される。

※ 本内容は会員専用ホームページ（連 con）においてもお知らせいたします。

以　上

１２．活動交流の場へのかかわりについて

１．ふれあい・いきいきサロン

”ふれあい・いきいきサロン”は、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、自治会や住民ボランティアなどの地域の方々が協力しながら実施しています。お茶会やレクリエーションなどをしたり、悩みを相談し合ったり、同じ地域で暮らす住民どうしのふれあいを通して、仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げる交流の場です。

高齢者や障害のある方、また子ども達が、地域の身近な場所に気軽に集う ”ふれあい・いきいきサロン”を、地区社会福祉協議会が主体となり、自治会などの小地域単位で設置・運営しています。

《出典》

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会ウェブサイト

（http://www.utsunomiya-syakyo.or.jp/tiiki/tiiki5.php）

２．認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動ができる場所です。認知症の人やその家族だけでなく、どなたでも自由に参加することができます。介護保険制度や地域の社会資源をよく知る専門家などがかかわっています。介護ストレスの軽減の場だけではなく、あらたな出会い、地域とのつながりの場です。

栃木県内の認知症カフェについては、栃木県のホームページ「栃木県内の認知症カフェ一覧」から確認ができます。

《出典》栃木県ウェブサイト

（http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/ninchisyou-cafe.html）

その他、各市町村の特性を活かし下記のような事業を展開しています。

足利市では、高齢者ふれあいセミナー学級があり、地区公民館単位に高齢者や女性に向けての様々な学習講座を企画実行しています。そのなかで年間事業として月１回、高齢者の教養講座としてふれあいセミナーを開催しています。そのカリュキュラムの中に成年後見や相続などのテーマが組み込まれており、一緒に学んでいくことも出来ます。また栃木市では、はつらつセンター事業と言う名目で、家に閉じこもりがちな高齢者に集まりの場を提供し、元気に生活するための様々な生きがい活動事業があります。

栃木県行政書士会カレンダー（１０月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	水	測量研修会（実地）（於：八幡山公園）	9:30～16:00	土地利用開発部
7	金	会計精査	10:00～12:00	財務経理部
11	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		広報部会	13:00～	広報部
12	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		小山市外国人相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
13	木	シリーズ「相続」研修会　第２回	13:30～16:10	市民法務部
14	金	会計監査	10:00～12:00	財務経理部
16	日	特定行政書士法定研修考査	14:00～16:00	
17	月	建設環境部会	11:00～12:00	建設環境部
		建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する研修会	13:30～15:30	建設環境部
		行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
18	火	貨物自動車運送事業研修会（全３回）　第１回	13:30～16:00	運輸交通風営部
19	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際業務研修会	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
20	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
21	金	行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室） （予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122）	14:00～16:00	栃木支部
23	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
25	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		デジタルシフト推進委員会	13:30～16:00	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ委
26	水	インボイス制度研修会　第２回	13:30～16:00	中小企業支援部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
27	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部
28	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
		外国人在留資格相談会（於：那須塩原市西那須野庁舎１階）	9:00～12:00	那須支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
532	R4.8.5	令和４年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の実施及び期間中の安全配慮について
533	R4.8.5	令和４年度行政書士制度広報月間における催事実施予定について
534	R4.8.5	令和４年度行政書士制度ＰＲ動画の公開について
535	R4.8.5	令和４年度行政書士制度ＰＲポスター及びポスター画像の取扱い等について
536	R4.8.5	日行連が行う行政書士制度広報月間事業について
538	R4.8.5	「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について
540	R4.8.5	新型コロナワクチン接種について
542	R4.8.5	令和４年度版「行政書士関係法規集」の有償頒布及び「行政書士関係法規集（抄）・行政書士必携」の単体販売に係る希望冊数調査について
552	R4.8.5	下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
555	R4.8.10	令和４年８月分会費納入について
592	R4.8.19	オンライン申請用ＱＲコード付きマイナンバーカード交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得等について
593	R4.8.19	マイナンバーカード代理申請手続事業　相談会実施予定の報告について
595	R4.8.19	申請取次実務研修会（10月ＶＯＤ方式）の開催について
622	R4.8.19	厚生年金保険・健康保険の適用拡大に係る協力依頼について
623	R4.8.19	職務上請求書管理マニュアルのご送付について
635	R4.8.26	特定行政書士徽章の作成について
636	R4.8.26	財産管理及び成年後見業務に関する実態調査について
644	R4.8.26	マイナンバーカード代理申請手続事業に関する説明会について
645	R4.8.26	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
650	R4.8.26	社労業務取扱証明書の発行について
656	R4.8.26	日行連自動車登録ＯＳＳセンター構想による看板設置について
665	R4.8.26	「働きやすい職場認証制度」に係る二つ星の導入について
670	R4.8.26	建設業法施行規則等の一部改正について
673	R4.8.26	職務上請求書の取扱いに係る会員への周知について
677	R4.8.31	会社法の一部改正（令和4年9月1日施行）に伴う行政書士法の一部改正について（お知らせ）
679	R4.8.31	特殊車両通行確認制度の代理申請の方法について（周知）
682	R4.8.31	自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について（周知）

令和５・６年度　入札参加資格の市町との共同受付について

建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関する県の入札参加資格について、県のホームページから抜粋して掲載いたします。

前回の定期受付と同様に、令和５・６年度入札参加資格定期受付においても、市町との共同受付制度にて行われます。今回の定期受付から、壬生町と野木町の２町が加わります。

■共同受付制度について

申請窓口を県に一本化し、県と市町が共同で入札参加資格を受け付けます。

共同受付に申請することで、県と市町へまとめて申請をすることが可能となり、これまで行っていた複数の申請書作成・提出が不要となります。

■共同受付を実施する市町（17 市町）

定期審査及び随時審査において共同受付を実施

足利市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、益子町、高根沢町

定期審査のみ共同受付を実施

栃木市、佐野市、日光市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町

■共同受付の受付期間

該当する受付日に電子申請手続きを行ってください。

経営事項審査を９月から１２月に受審予定の建設業者で、申請日時点で総合評定値（Ｐ点）の結果通知を受けていない場合であっても、下記受付期間内に必ず電子申請手続きを行っていただきますようお願いします。また、その場合の電子申請における経営事項審査に関する項目は、受審した業種（又はこれから受審予定の業種）を入力してください。なお、結果通知が届きましたら、お手数ですがその写しを共同受付窓口へ御提出くださるようお願いします。

経営事項審査の受審期限は令和４年１２月中となります。審査基準日が令和３年８月１日から令和４年７月３１日までの経営事項審査を令和４年１２月中に受審いただけなかった場合、令和５・６年度の定期申請は不受理とさせていただきますので御了承ください。

＜建設工事＞

県内、県外の別	受付期間
県内業者	令和４年１０月１７日（月曜日）～令和４年１１月４日（金曜日）
県外業者	令和４年１１月７日（月曜日）～令和４年１１月２５日（金曜日）

＜測量・建設コンサルタント等＞

県内、県外の別	受付期間
県内業者、県外業者	令和４年１０月３日（月曜日）～令和４　年１０月２１日（金曜日）

■申請方法

申請はすべて栃木県電子申請システムによる電子申請により受付を行います。

電子申請後、「別送書類」を県土整備部監理課建設業担当あて特定記録郵便、簡易書留、又はレターパックで郵送してください。

※共同受付を実施していない市町への申請は、各市町へ直接行う必要があります。
詳しくは申請する市町へお問い合わせください。

ここには令和４年８月３１日現在の情報を掲載しております。最新情報につきましては、各自、県や市町のホームページでご確認くださいますよう、お願いいたします。

建設業法施行規則等の一部改正について

～日行連より～

標記の件について、国土交通省より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 670 号】建設業法施行規則等の一部改正について.pdf
【事務連絡】建設業法施行規則等の一部改正について.pdf
【別添 1－1】建設業法施行規則の一部を改正する省令.pdf
【別添 1－2】別記様式 25 号の 14 別紙 3.pdf
【別添 1－3】別記様式 25 号の 15.pdf
【別添 2－1】建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示.pdf
【別添 2－2】（改正後）建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件.pdf
【別添 2－3】（改正後）経営規模等評価の申請及び総合評定値の時期及び方法を定めた件(平成 16 年国土交通省告示第 482 号).pdf
【別添 3－1】「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について.pdf
【別添 3－2】（改正後）経営事項審査の事務取扱について.pdf
【別添 3－3】（新旧対照表）経営事項審査の事務取扱いについて.pdf

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施行管理の徹底等について

～日行連より～

標記の件について、国土交通省より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【国不建推第 19 号】【国不専建第 27 号】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施行管理の徹底等について. pdf
【国不建推第 16 号】【国不専建第 25 号】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施行管理の徹底等について. pdf
【国不建キ第 19 号】下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について. pdf
「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施行管理の徹底等について」の概要.pdf

発注者･受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

～日行連より～

標記の件について、国土交通省より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料および国土交通省のホームページをご確認ください。

【日行連発第 645 号】発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について.pdf
［国交省文書］発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について.pdf

［国土交通省ＨＰ］建設業法令遵守ガイドライン
ホーム＞政策・仕事＞土地・不動産・建設業＞建設産業・不動産業＞建設業＞建設業法令遵守＞建設業法令遵守ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 682 号】自賠責保険・共済紛争処理機構の紛争処理業務規程の改正について. pdf
別添１　自動車損害賠償保障法　新旧対照表. pdf
別添２　一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構　紛争処理業務規程（改正後）. pdf
別添３　紛争処理業務規程　新旧対照表. pdf

特殊車両通行確認制度の代理申請の方法について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 679 号】特殊車両通行確認制度の代理申請の方法について（周知）. pdf

「働きやすい職場認証制度」に係る二つ星の導入について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 665 号】「働きやすい職場認証制度」に係る二つ星の導入について. pdf

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（８月）	６名
更新申出（８月）	１名
有効期限切れによる減少	１名
申請取次行政書士（８月末現在）	１５５名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。
※必要書類の顔写真のサイズが「３×２．４ｃｍ」に変更になりました。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：９月３０日（金）　受付日：１０月１２日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

申出に関する日行連の研修会や特例措置については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」中央研修所の「申請取次関係研修に関するお知らせ」に掲載されております。

「日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所」看板設置希望会員の募集について

担当：運輸交通風営部

「日本行政９月号」のインフォメーションにもありましたとおり、今年度も看板設置希望会員を募集します。

看板設置希望会員は中央研修所研修サイトで公開されているＶＯＤ研修「ＯＳＳ申請業務研修」を受講のうえ、下記提出書類全てを栃木県行政書士会宛に送付もしくは持参ください。

令和４年１１月２５日（金）必着とします。

送付先：〒３２０－００４６　宇都宮市西一の沢町１－２２　栃木県行政書士会宛

提出書類

１．日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所登録申請書（※１）

２．「ＯＳＳ申請業務研修」修了証の写し　（※２）

３．行政書士賠償責任保険の証書の写しもしくは払込票兼受領証の写し（※３）

※１　日行連ＨＰ　会員向けサイト　「連ｃｏｎ」からダウンロードして下さい。
※２　ＶＯＤ研修「ＯＳＳ申請業務研修」の全ての講義を受講した方は、研修サイト上で修了証を発行して下さい。
※３　一番安いプラン可。オプション不要です。

日行連自動車登録ＯＳＳセンター支所　看板設置希望会員の推薦条件

一　ＯＳＳ申請業務の普及促進に取り組むこと。
二　日行連ＶＯＤによる研修を受講していること。
三　行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反していないこと。
四　会費等の滞納がないこと。
（令和４年１１月４日時点で滞納していないこと。）
五　依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
（行政書士賠償責任保険に入っていること。）
六　ＯＳＳ申請に対応できる措置を講じること。

氏　　名　小島　賢
事務所名称　行政書士小島政博事務所
所　在　地　那須塩原市上厚崎３７８番地５７
入　会　日　令和２年１２月１日

本日お伺いしたのは、那須塩原市の黒磯地区に事務所を構える小島賢会員です。

小島会員とは、支部総会でお会いしました。欠かさず総会に出席しているとお伺いし、早速ご登場願うことと致しました。

Ｑ：行政書士になったきっかけ
Ａ：事務所（税理士及び行政書士でもある父小島政博会員と同じ事務所。小島会員も税理士登録しています）で建設業に関与させていただいており、その許認可の申請を行う必要から行政書士登録を行いました。
　税理士では受けられない業務も多数在ることを知り、行政書士の分野の幅広さに驚くとともに、行政書士の可能性を感じています。

Ｑ：メインの業務
Ａ：建設業の許認可業務です。

Ｑ：心掛けていること
Ａ：会計業務と行政書士業務の連携を心掛けています。建設業許可は、認定後も年度毎に財務諸表の提出があります。確定申告用の財務諸表は、建設業に関わる本業以外の売上高や、材料費、労務費、経費などを分けて表示して申告書を作成することです。後で、分からなくならないよう、会計業務の段階から、建設業の財務諸表を意識してお客様に情報提供し、精度の高い建設業財務諸表を作成するように心掛けています。
　経審も重要なサポート業務です。そのためでもありますが、定期的にお客様を訪問し、いろいろな相談に応じるようにしています。お客様の中には、数字を見ない、或いは現状を変えたくないという方がいます。そのようなお客様でも熱心に話を聞き、丁寧に応じることで心を開いていただけることがあります。支援することが重要な仕事と心がけています。場合によっては、煙たがられることもありますが、臆せず対応するよう努力しています。
　書類作成、申告作業も重要ですが、この相談業務に多くの時間と労力を掛けています。多くの場合、事業主又は社長さんと話をします。これが、自分自身の成長にも繋がっていると実感しています。まだまだ、事務所では駆け出しで、色々なことを勉強中でもありますが、充実しています。

午前中に伺ったのですが、夕方までも話をしていただけるような勢いを感じました。税理士会でも事業推進の役員を担当しているとのこと。当会でも活躍を期待しています。

（支局長　室賀芳明）

支局かわら版

足利市の鉄道

足利支部

今回は、足利市の鉄道について、ご紹介致します。

足利市には、東武伊勢崎線とＪＲ両毛線が通っており、東武伊勢崎線は渡良瀬川の南側、ＪＲ両毛線は渡良瀬川の北側を通っていて、全く別の場所にそれぞれの主要駅があります。そのため、足利市には、東武伊勢崎線とＪＲ両毛線と２つの鉄道が乗り入れているのに同じ駅での乗り換えはできず、東京方面に行く場合は東武伊勢崎線の足利市駅を利用し、小山、宇都宮方面に行く場合はＪＲ両毛線を利用するようになっています。

東武伊勢崎線は、明治４０年に足利町駅（現在の足利市駅）が開業し、現在は、（館林方面→）多々良駅、県（あがた）駅、福居駅、東武和泉駅、足利市駅、野州山辺駅（→太田方面）が足利市の駅として開業しています。かつては、野州山辺駅－韮川駅（太田市）間に競馬場前駅があったそうですが、昭和１４年に廃止となっています。

東武伊勢崎線は、東京方面に行く電車として多くの方が利用していますが、東京方面に行く特急列車として「りょうもう号」があります。この列車は、浅草駅－日光・鬼怒川方面間を走っている「スペーシア」と同じような外観の特急列車なのですが、足利市駅から北千住駅まで１時間程度で行けるため、観光列車というよりも東京方面への通勤列車として利用されています。ちなみに、館林駅から足利市駅方面の路線は、単線となっているため、普通列車は、のんびりとした乗り心地です。

ＪＲ両毛線は、明治２１～２２年に、小山駅－前橋駅間が開通し、一番最初に足利駅が開業、その後、昭和２９年までに小俣駅、富田駅、山前駅、東足利駅、葉鹿駅、三重駅、西足利駅と次々に駅が開業しましたが、現在は、（佐野方面→）富田駅、足利駅、山前駅、小俣駅（→桐生方面）の４駅のみが残っています。そして、平成３０年に、富田駅－足利駅間にあしかがフラワーパーク駅が開業しました。ＪＲ両毛線の利用者は、高校生が中心で、白鴎大学足利高校等の私立高校の学生をはじめ、県立高校の学生も多く利用しています。

ＪＲ両毛線は、かつて貨物列車も走っていましたが、現在は旅客列車のみの運行となっており、足利駅の前には、その時代に活躍したＥＦ６０電気機関車が静態保存されています。

また、足利駅の駅舎は昭和初期に建てられた木造洋風駅舎で、関東駅百選に選定されています。

最後に余談ですが、東武伊勢崎線の足利市駅とＪＲ両毛線の足利駅、両駅とも発車メロディーは森高千里さんの「渡良瀬橋」となっています。

足利市の観光名所は、足利学校やあしかがフラワーパークなどが有名ですが、のんびり鉄道の旅を楽しみながらの足利観光もお勧めです。

（足利支部　本間美帆）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第２回

市民法務部　主催

市民法務部では、今年度も相続に関する研修を４回シリーズで企画いたしました。新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時　令和４年１０月１３日（木）１３：３０～１６：１０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　相続税の基礎について
○講　　師　行政書士・税理士　飯野　洋
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無料
○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　　（基本先着）
○申込方法　会場受講
ＦＡＸもしくはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第２回申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　１０月３日（月）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

研修詳細

建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する研修会

建設環境部　主催

○開催日時　第１回　令和４年１０月１７日（月）１３：３０～１５：３０
　　第２回　令和４年１１月２４日（木）１３：３０～１５：３０
　　第１回、第２回とも同じ内容になります。

○開催場所　栃木県行政書士会２階からＺｏｏｍ配信

○研修内容　令和５年１月開始予定 建設業許可・経営事項審査の電子申請について

○講　　師　栃木県県土整備部監理課建設業ご担当者様

○定　　員　Ｚｏｏｍ受講者：８０名　行政書士会館受講者：１８名　いずれも先着

（第１回目を受講した方が第２回目の受講も希望される場合、第２回目のみ受講の方を先着で受け付けた後、受講枠に空きがあれば受付させていただきます。あらかじめご了承ください。）

○資　　料　受講受付完了後、別途ご案内いたします。

○受 講 料　無料

○申込締切　第１回　１０月７日（金）
　　第２回　１１月１７日（木）

Ｚｏｏｍ受講希望者

○対 象 者　会員、補助者（一事務所に付きどちらか１名）

○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。
※　申込後、１０月１３日（木）正午（第１回目申し込みの方）、１１月２１日（月）正午（第２回目申し込みの方）までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。

行政書士会館受講希望者

○対 象 者　会員のみ

○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。
　　ただしメールの場合は、必ず「会場での受講希望」と記載願います。
　　受付後、受講者証をＦＡＸします。

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全３回）　第１回

運輸交通風営部　主催

○開催日時　令和４年１０月１８日（火）１３：３０～１６：００
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　運送事業者と行政書士の業務
○対 象 者　会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員１名もしくは補助者１名でお願いします。）
○講　　師　行政書士　齋藤　貴史
○定　　員　１２名
○受 講 料　５００円
○申込締切　１０月７日（金）
受付後、受講者証をＦＡＸします。

※　第２回目は「新規事業者の申請サポート」を１１月１８日（金）に開催予定です。

研修詳細

インボイス制度研修会第２回

中小企業支援部　主催

行政書士業務にも今後関わってくる消費税インボイス制度について説明いただきます。
○開催日時　令和４年１０月２６日（水）　１３：３０～１５：４０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　インボイス制度について
○講　　師　行政書士・税理士　飯田　稔
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員
○受 講 料　無料
○定　　員　会場受講者　１０名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　　（基本先着）
○申込方法　会場受講
ＦＡＸもしくはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
当会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「「インボイス制度研修会第２回申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　１０月１７日（月）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

特定行政書士徽章の販売について

受注期間：令和４年８月２５日（木）～９月３０日（金）
対　　象：現時点で特定行政書士の付記を受けている会員
購入方法：全行団ショップ（https://shop.zengyodan.co.jp/）にて注文
金　　額：7,450 円（税抜価格 6,300 円、送料 520 円）
留意事項：個数制限等ありますので、詳しくは全行団のホームページでご確認ください。

研修詳細

国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和４年１０月１９日（水）１３：３０～

○開催場所　栃木県教育会館　大会議室（宇都宮市駒生１－１－６）

○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○受 講 料　無料
○申込締切　１０月１４日（金）
○定　　員　３０名

＊会の外国人相談会の相談員および当日の相談事例発表者はお申込み不要です。
※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食 ¥500程度
10/13	シリーズ「相続」研修会　第２回	無　料	10/3			—	—
		Ｚｏｏｍ受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。					
10/17	建設業許可・経審の電子申請化 研修会 第１回目	無　料	10/7			—	—
		Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。					
11/24	建設業許可・経審の電子申請化 研修会 第２回目	無　料	11/17			—	—
		Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。					
10/18	貨物自動車運送事業研修会（全３回）　第１回	500円	10/7			—	—
10/19	国際業務研修会	無　料	10/14			—	—
10/26	インボイス制度研修会第２回	無　料	10/13			—	—
		Ｚｏｏｍ受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。					

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和４年８月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 山田　和彦	R4.8.15	320-0043	行政書士山田和彦事務所 宇都宮市桜 5-7-10 中村ビル 1F-B	028-639-0077	

【退　会】江連　稔会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
足利	江連　稔	R4.7.19	死亡				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
栃木	芦生　信明	所在地 電話番号 名称	栃木市泉町 19-18 080-3346-3077 行政書士法人あおば栃木事務所
宇都宮	手塚　亮式	所在地	宇都宮市上戸祭町 395-2
那須	本澤　卓実	所在地 電話番号	那須塩原市東赤田 321-39 0287-27-3113

厚生労働省からのお知らせ

令和4年10月から5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は社会保険への加入が必要です

標記の件について、厚生労働省より日行連経由で周知依頼がありました。
厚生年金保険・健康保険制度において、適用事業所となる事業所に士業を加える旨の改正法が令和４年１０月に施行され、行政書士の業務を営む個人事業所においても、常時５人以上の従業員を使用する場合は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。
詳細は、当会ＨＰ会員専用「事務連絡」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

「法律・会計に係る業務を行う士業のみなさまへ」.pdf

編集後記

季節が変わるのが早いと感じるのは、私だけでしょうか？
歳をとったの、時代が早くなったのと言われるところでしょうが、結局のところ、私の処理能力が遅くなったことが一番だと思います。
その一方、時代が早くなったという意見も、その通りだと思います。デジタル化が進み、時代はどんどん早くなるでしょう。行政書士会も置いて行かれないように、広報を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。　（広報部　小平磨弓）

行政書士とちぎ　９月号　No.549

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.9
令和４年９月15日発行
第549号
栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919